

2023

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和5年9月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

就職氷河期世代向け「講演会」・「職業訓練校体験デー」の開催について	1
えひめ若者サポートフォーラム 2023 の開催について	3
えひめ若者サポートフォーラム 2023 チラシ	4
地域若者サポートステーションのご紹介	6
ひめボス宣言事業所認証制度パンフレット	7
離職者等緊急生活資金について	9
中小企業労働相談所のご利用について	10
第 18 回若年者ものづくり競技大会開催結果	11
令和 6 年度県立産業技術専門校入校生の募集について（普通課程：前期試験）	12
「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！	13
中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業の募集	14
奨学金返還支援制度（IT 人材確保枠）助成対象者向けチラシ	15
労働委員会の窓（令和 5 年 8 月分）	17

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

ケアプラザ新居浜のご案内	18
愛媛県最低賃金が改正されました	20
女性活躍法に基づく一般事業主行動計画を策定し労働局へ届出しましょう！	21
第 74 回全国労働衛生週間のお知らせ	22
職場の健康診断実施強化月間のお知らせ	24
年次有給休暇取得促進期間のお知らせ	26
「キャリアアップ助成金」を活用してみませんか？	28
業務改善助成金の制度が拡充されます！	30

その他の機関等からのお知らせ

愛媛県社会保険労務士会無料相談会のお知らせ	32
-----------------------	----

就職氷河期世代向け「川村エミコ氏による講演会」を開催します！

お笑いコンビ「たんぽぽ」として活躍する川村エミコさんに、幼少期から学生時代に実際に体験してきた思い出エピソードをもとに、自身が実践してきたこと、時を経て学んだことなど、今の自分がポジティブでいられる理由について、就職氷河期世代の方々に向けて、講演いただきます。



<講演会内容>

1. 日 時 令和5年10月20日(金) 12:30～16:00 (受付 12:30～)
2. 場 所 松山市総合コミュニティセンター 企画展示ホール1階
3. 参加定員 100名(要申込)
4. 参加対象 就職氷河期世代の方及びそのご家族の方
5. プログラム
 - (1) 14:00～15:00 川村エミコ氏による講演
 - (2) 15:15～15:30 企業紹介
 - (3) 15:30～16:00 県立産業技術専門校の説明そのほか、
 - 各職業訓練校(県立産業技術専門校)の訓練作品展示
 - 各種相談機関によるブースでの就労相談会の開催
(ハローワーク松山、ジョブカフェ愛 work、えひめ若者サポートステーション等による)
 - 企業説明会の開催
 - 適性適職診断
6. 申込期限 令和5年9月29日(金)
7. 申込方法 FAX(089-913-7001)または電話(089-913-7000)で受け付けています。



就職氷河期世代向け「職業訓練校体験デー」を開催します！



	第 1 回	第 2 回	第 3 回
日程	10 月 25 日 (水)	11 月 9 日 (木)	11 月 15 日 (水)
場所 (訪問先)	愛媛中央産業技術専門学校 修了生の職場	新居浜産業技術専門学校 修了生の職場	宇和島産業技術専門学校 修了生の職場
定員	5 名 (要申込)	5 名 (要申込)	5 名 (要申込)
技能体験 内容	イラストレーター操作体験	・レーザー切断機を使ってみよう！ ・自動車の仕組みを見てみよう！ ・ステンレスハンガーを作ってみよう！	木のスプーンづくり あったかポンチョづくり
申込期限	10 月 17 日 (火)	11 月 1 日 (水)	11 月 7 日 (火)



えひめ若者サポートフォーラム 2023 を開催します！

ニートの自立・就労問題に対する理解と支援の輪を広げるため、えひめ若者サポートフォーラム 2023 を開催いたします。

講師に、佐々倉 玲於 氏（一般社団法人いなかパイプ 代表理事）をお招きし、『いなか就職』と『とかい就労支援』の連携を目指して～誰でも活躍できる働き方開発とは～』をテーマにご講演をいただきます。

参加費は無料です。事前申込の上、ぜひお気軽にご参加ください。

えひめ若者サポートフォーラム2023
『いなか就職』と『とかい就労支援』の連携を目指して～誰でも活躍できる働き方開発とは～
開催日時 2023年10月27日(金) 13:30～16:00(開場13:00)
会場 西予市宇和文化会館 中ホール
参加費 無料(要申込)
講師 佐々倉 玲於 氏
申込方法 Webフォーム(https://forms.gle/yWtczfKkGb5Lgoaq7) または FAX(089-941-5301) または 郵送(〒790-8587 松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋 3F えひめ若者サポートステーション宛)
申込期限 令和5年10月25日(水)

<フォーラム概要>

- 日時 令和5年10月27日(金)
13:30～16:00(開場13:00～)
- 場所 西予市宇和文化会館中ホール
(西予市宇和町卯之町三丁目444番地)
- 参加定員 100名(要申込)
- プログラム
 - 13:40～15:00 佐々倉 玲於 氏による講演
 - 15:10～15:50 事例紹介・質疑応答
- 申込期限 令和5年10月25日(水)
- 申込方法 以下の(1)～(3)のいずれかの方法でお申し込みください。
 - Web フォーム(<https://forms.gle/yWtczfKkGb5Lgoaq7>) による申込
 - 添付チラシ下部の「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAX(089-941-5301) 又は 郵送(〒790-8587 松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋 3F えひめ若者サポートステーション宛)
 - 電話(089-948-2832) 又は メール(sp-station@lagoon.ocn.ne.jp)

えひめ若者 サポートフォーラム2023



サポステ
地域若者サポートステーション

「いなか就職」と「とかい就労支援」の連携を目指して ～誰でも活躍できる働き方開発とは～

講演 13:40～15:00

さ さ く ら れ お
講師 佐々倉 玲於 氏
一般社団法人 いなかパイプ 代表理事



日時 2023年10月27日(金)
13:30～16:00 (開場13:00)

定員 100名 事前にお申し込みください。

参加
無料

会場 西予市宇和文化会館
中ホール

西予市宇和町卯之町三丁目444番地



JR卯之町駅より徒歩約3分
卯之町営業所(宇和島自動車)より徒歩約7分

【講師プロフィール】

1978年高知県幡多郡大月町生まれ。中学、高校時代を大洲市で過ごす。沖縄にて大学在学中にNPOを立ち上げ、参加型の話し合いの場(ワークショップ)の企画・運営やボランティア・市民活動支援などまちづくりに関わる事業を展開してきた。2009年5月より住まいを高知・四万十町に移し、地元での活動を始め、2010年11月に一般社団法人いなかパイプを設立。廃校になった小学校を拠点として農山漁村の地域事業者を支援し雇用の場を増やしなが、都市に暮らす若い人財と「いなか」をつなげる研修プログラム「いなかインターンシップ」事業を展開している。

経済産業省「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業」の採択を受け、インターンシップ研修先の受け入れ地域を北海道・広島・愛媛・高知・沖縄の5地域に拡大。全国のサポステへも情報配信して連携を図っており、「いなか」というフィールドで光り輝ける「人財」の未来に、また移住促進や雇用創出に貢献し、地方創生の発展にも寄与したいと考えている。

事例紹介・質疑応答 15:10～15:50

佐々倉 玲於 氏

ご質問がある方は、当日受付でお渡しする質問票にご記入ください。
15:00からの休憩時間に回収いたします。

【主催】 愛媛県、えひめ若者サポートステーション(実施団体 伊予鉄総合企画株式会社)

【共催】 南予地域就労支援ネットワーク連絡会

【後援】 愛媛労働局、西予市、愛媛新聞社(順不同)

【お申込方法】 下記の参加申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送でお送りいただくか、お電話・メール・QRコードにてお申し込みください。

■ TEL / 089-948-2832 ・ FAX / 089-941-5301

■ メール / sp-station@lagoon.ocn.ne.jp

■ 郵 送 / 〒790-8587 松山市湊町5丁目1-1 いよてつ高島屋南館3階
えひめ若者サポートステーション 申込締切 10月25日(水)

QRコードからも
お申し込みいただけます。

<https://forms.gle/yWtczFKKGb5Lgoaq7>



参加申込書

フリガナ	性 別	電 話 番 号
氏 名	男 ・ 女 ()	—
年 齢	10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上	
住 所	1. 西予市 2. 宇和島市 3. 八幡浜市 4. 大洲市 5. その他 (市 ・ 町)	
区 分	1. 若者 2. 保護者 3. 教育機関 4. 就労支援機関 5. 行政 6. 保健福祉機関 7. 民間支援機関 8. 企業 9. その他 ()	
勤 務 先		

FAX送信先: えひめ若者サポートステーション FAX 089-941-5301 (個人情報は、本フォーラムに関するご連絡及び参加者の分析のみに利用させていただきます。)

サポステのご案内 (ご利用は**完全予約制**となっています。)

対象者

学生を除く**15歳**から**49歳**の就職を目指す方

★3月卒業予定者で就職未決定の場合は1～3月に限り登録できます

★40～49歳の方も利用できるようになりました！(サポステ・プラス)

【このようなお悩みはありませんか】

- ・就活にトラウマがあり身動きとれない
- ・親も高齢になり年齢的に焦りも出てきた
- ・働いた経験がなく、就職活動をどのように進めていいかわからない
- ・仕事経験のスキル、知識に自身がいない
- ・対人関係が苦手 など

**まずは お電話ください
初回面談(受付)いたします**

※利用規約への同意の上、登録の手続きをします



サポステの事業内容(予約制・無料)

○相談支援

- ・専門家によるキャリア形成などの相談を含めた総合的な相談
- ・心理カウンセリングの実施
- ・コミュニケーションセミナー、就活セミナー、職場見学会などの実施

○職場体験(短期・長期)

○サポステ卒業者を対象とした職場定着相談、懇談会の実施

えひめ若者サポートステーション (通称: えひめサポステ)

いよてつ高島屋南館3階
所在地: 松山市湊町5-1-1
TEL: 089-948-2832
FAX: 089-941-5301
E-mail: sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
利用時間: 10:00～18:00
(日、祝日、年末年始は休み)

出張相談

宇和島市(月2回)
ハローワーク宇和島
所在地: 宇和島市天神町4-7

八幡浜市(月1回)
ハローワーク八幡浜
所在地: 八幡浜市松柏丙838-1

大洲市(月1回)
ハローワーク大洲
所在地: 大洲市中村210-6

常設サテライト

東予若者サポートステーション (通称: 東予サポステ)

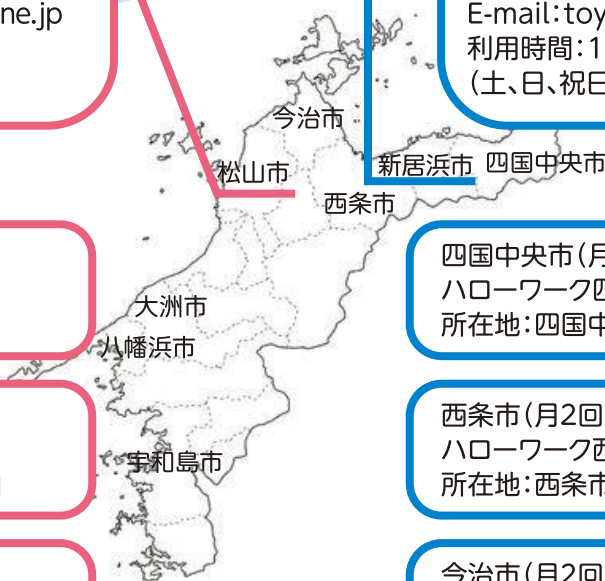
新居浜市市民文化センター本館2階
所在地: 新居浜市繁本町8-65
TEL: 0897-32-2181
FAX: 0897-32-2182
E-mail: toyo-sp@iyoplan.jp
利用時間: 10:00～18:00
(土、日、祝日、年末年始は休み)

出張相談

四国中央市(月2回)
ハローワーク四国中央
所在地: 四国中央市三島中央1丁目16-72

西条市(月2回)
ハローワーク西条
所在地: 西条市大町315-4

今治市(月2回)
ハローワークプラザ今治
所在地: 今治市南大門町1丁目3-1



若者の自立支援情報はホームページをチェック!!

若年者を取り巻く雇用環境や、愛媛若者サポートプラン、相談窓口や支援機関のリンク集など、愛媛の若者の自立支援に関する情報をワンストップで提供しています。ぜひご覧ください。

アクセス方法 ★愛媛県庁ホームページで、キーワード検索「若者」または「SUPPORT」

★愛媛県庁ホームページ「組織から探す」→「労政雇用課」へ

若者自立支援ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/h30500/wakamonosupport/>



地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

○ えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）

○ 東予若者サポートステーション（東予サポステ）

を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

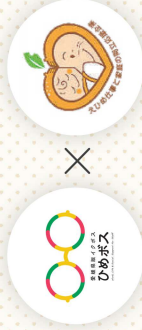
- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）



愛媛県は、人口減少対策、女性活躍、仕事と家庭の両立支援に本気で取り組むため、
愛媛県版イクス「ひめボス宣言事業所」と「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を統合。
新制度をスタートしました。

Q&A



よくあるご質問
その他のよくあるご質問は
WEBサイトをご確認ください。



Q.県内に本社のほか、支店、
営業所など複数の事業所がありますが、
それぞれのお店や営業所からも
申請が必要ですか？

A.県内に本社又は事業所を有して事業活動を行
う者が対象となり、申請は一般事業主（一般
事業主行動計画を提出している者）単位で行い
ます。支店・支社単位での認証は行いません。本
社が認証を受けることにより、それが支店・支社
にも及ぶこととなります。

Q.旧制度の
ひめボス宣言事業所ですが、
新たな手続きが必要ですか？

A.自動的にみなし認証となりますが、2026年3
月31日までに新しい「ひめボス宣言事業所認証
制度」の申請をしていただく必要があります。

Information

ひめボス宣言事業所認証制度
WEBサイトがオープンしました！



申請要綱・認証事業所の
紹介、各種イベント情報
などを発信、オンライン申
請もこちらのサイトより
お手続きいただけます。



コンサルタント派遣



ひめボススーパープレミアム
認証取得を目指す事業所をサ
ポート！社会保険労務士が課
題抽出など認証取得に向けた
支援をいたします。



詳細・
お申込みは
こちら

EVENT 2023年度

HIMEBOSSトピックスセミナー

県内企業の経営者・管理者を対象に、経営戦略・成長戦略として
の女性活躍推進・仕事と家庭の両立の実現に向けたマネジメント
スキルを学ぶセミナー。

女性たちの語り場サロン

様々な分野で活躍する女性を招き、県内の女性参加者100人のスキル
アップに向けた新しい出会いを創出するイベント。

※詳細は決まり次第WEBサイトにてお知らせいたします。

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 男女参画・子育て支援課 男女参画グループ

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7丁目7番地1
(セキ株式会社内)

089-903-8822

WEBサイト

<https://himeboss.jp>
申請やお問合せはこちら▶



本事業は、
「株式会社エス・ピー・シー」が
セキ株式会社」が
愛媛県の委託を受け運営しています。



HIMEBOSS

ひめボス

新しい「ひめボス宣言事業所」 認証制度がスタートしました！

女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援などに
積極的に取り組んでいる企業や
これから始めたいという企業を愛媛県が全力で応援！！
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと
企業の成長をバックアップします。

働く人々に笑顔と
企業に成長を



愛媛県

みんなが活躍できる職場へ、みんなに選ばれる企業へ。

ひめボス認証は、より魅力ある企業へと変革・成長する県内企業を応援します。



「ひめボス宣言事業所」認証制度とは？

県内企業の成長に向けて、男女ともに働きやすきやりがいをもつ就業継続できる職場環境の整備を推進する企業を県が認証する制度。女性が活躍でき、誰もが家庭と仕事を両立できる職場づくりを後押しするとともに、「選ばれる企業」としてのブランド力の向上と優秀な人材確保を支援します。

ひめボス宣言事業所認証取得による企業経営のメリット

業務の効率化・生産性向上	優秀な人材確保・定着
新事業開発・事業革新	企業価値の向上、さらなる成長へ

認証制度

基本認証とは…

基本認証は、企業側が女性活躍推進法などに基づく行動計画を策定することで受けられる認証



基本認証申請要件

- 1～4の要件をすべて満たすこと
- ※申請要件・提出書類詳細はWEBサイトをご確認ください

1 宣言の実施
2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4 育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備



上位認証とは…

基本認証の要件に加え、従業員全体に占める女性労働者の割合や、男性の育児取得率100%など、より高いハードルの要件を達成することで受けられる認証



上位認証 (スーパープレミアム) 申請要件

- 1～4の要件を2つ以上 (労働者数301人以上の企業は3つ以上)、5及び6の要件は必須
- ※上位認証については、要件達成のほか県の審査により決定いたします
- ※県外に本社のある企業における各要件の達成については、別途お問合せください

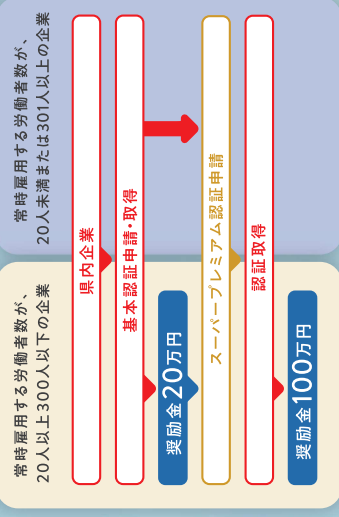
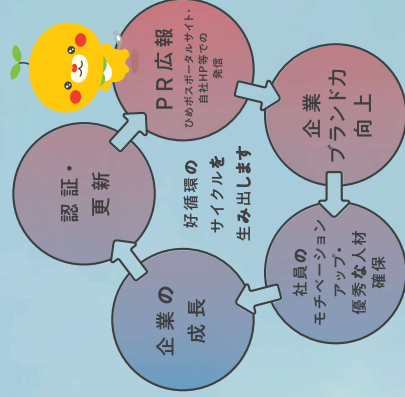
1 女性労働者の割合が国の定める平均値※以上
2 女性労働者の平均勤続年数が国の定める平均値※以上または、女性労働者の平均勤続年数×男性労働者の平均勤続年数が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上
3 女性の非正規から正社員への転換実績または過去5年に在籍した女性の正社員雇用実績
4 女性管理職の割合が国の定める平均値※以上
5 出産した女性労働者の就業継続率80%以上
6 男性労働者の育児取得率100% (育児目的休暇含む、取得日数2週間以上 (ただし当年度5日以上))

※国の定める平均値：女性活躍推進法に関する厚生労働省通知で定める産業ごとの平均値

※基本認証を取得した企業が申請できます

※申請要件・提出書類についての詳細はWEBサイトをご確認ください

FLOW CHART



※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合は、奨励金の支給対象となります

奨励金支給

※奨励金支給の対象は、認証を取得の上、常時雇用する労働者数が20人以上300人以下の企業となります

※支給については、要件達成のほか、県の審査により決定いたします

基本認証の実績に対する奨励金20万円

上位認証の認証に対する奨励金100万円

※常時雇用する労働者が20人未満の事業所であっても、2023年3月31日までに旧制度の「ひめボス宣言事業所」の登録または「えひめ仕事と家庭の両立応援企業」の認証を受けている場合は、奨励金の支給対象となります

奨励金申請の手順



基本認証の奨励金(20万円)申請要件

●原則A・Bから1つ以上、C・D・Eから1つ以上選んで申請いただけます

A 推女性進活躍
B 職場環境の整備

出産育児等で離職した女性の再雇用
実績 / 再雇用制度について、社内規程または就業規則に規定のうえ、2023年4月1日以後に再雇用し、6ヶ月以上就労

職場環境の整備
●女更衣室や休憩室、トイレの整備
●女性労働者が少ない事業所における女性採用説明会の開催
●リカレント教育制度の創設など
●実績 / 女性の採用人数等の増加
●実績 / 女性の採用人数等の増加

C 両立支援推進
D 男性の育児休業取得率100%

男性の育児休業等の取得日数の増加
実績 / 通算28日以上取得 (育児目的休暇含む。)

男性の育児休業取得率100%
実績 / 男性育児取得率100%かつ育児取得者2人以上

E 育児・介護支援

育児・介護休業法の水準を上回る仕事と育児の両立支援に係る勤務制度または休暇制度の整備
実績 / 下記1～4すべてに及び5～9のうち1つ以上について、小学校3年生までの子のために利用できる制度とし、就業規則等に規定していること
かつ、2023年4月1日以後を期間とする1～8については法定で義務付けられた基準を超えるための利用実績に照らす

1 所定労働時間の制限 (残業時間の制限)
2 時間外労働の制限 (残業時間の制限)
3 所定労働時間の短縮措置
4 子の看護休暇
5 深夜業の制限
6 フレックスタイム制
7 始業・就業時間の繰上げ・繰下げ (時差出勤制度)
8 育児休業制度に準ずる措置
9 育児目的休暇

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#))
- 限度額／100万円(離職者一人につき)
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要。
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
(別途、保証料がかかります。)
- 返済期間／5年以内
(6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#))
- 限度額／100万円(休業者一人につき)
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税(所得・課税)証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、
中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 465）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 318） 0898-22-8598 （直通）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

第18回若年者ものづくり競技大会開催結果

《概要》

小松 未咲 選手 金賞おめでとうございます！

全国の職業能力開発施設・工業高校等で、技能習得中の若年者が技能を競う「第18回若年者ものづくり競技大会」が、8月1日・2日の両日、静岡県で開催され、8月4日に入賞者が公表されました。

愛媛県からは5職種5名が参加（当日体調不良により1名欠場）し、
○建築大工職種の岩城迅選手が、銅賞を
○電子回路組立ての阿部晴士選手が、銀賞を
○グラフィックデザイン職種の

小松未咲選手が、見事、金賞を受賞されました。

誠におめでとうございます！

金賞をたたえ、小松選手には
愛顔のえひめ賞が授与されました。



《競技の結果》

【愛媛県出場登録選手】

競技職種	氏名	所属機関（学校）名	備考
旋盤	佐々木 蓮	愛媛県立新居浜工業高等学校	
電子回路組立て	阿部 晴士	愛媛県立松山工業高等学校	銀賞
電気工事	黒光 航太	愛媛県立東予高等学校	
建築大工	岩城 迅	愛媛県立吉田高等学校	銅賞
グラフィックデザイン	小松 未咲	河原デザイン・アート専門学校	金賞／ 厚生労働大臣賞
	船田 鉄心		欠場

令和6年度 県立産業技術専門校入校生の募集について（普通課程：前期試験）

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。来年4月に開講する科目は以下のとおりです。特に普通課程の科目は、企業の中核的な技能者の育成を目指すコースとなっていますので、進路、就職にお悩みの学卒者等の若年者の方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧（普通課程）

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 Tel (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年
	自動車整備科	15	2年
	メタル技術科	15	2年
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 Tel (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年
	服飾モード科	10	2年
	ビジネスデザイン科	15	1年
	設備エンジニア科	10	2年



※ 普通課程は、主に新卒者（令和6年3月卒業見込み）を対象とする課程です。前期試験で定員が埋まらない場合は中期試験を実施し、短期課程（前期試験）と合わせ、いずれも11月に募集開始予定です。

応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方
※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。



応募手続

以下の応募書類に必要事項を記入して、新卒者の方は産業技術専門校、離職者の方はハローワークに提出してください。
1) 入校願書（入校選考料2,200円を愛媛県収入証紙により納付してください。）
2) 写真（6か月以内に撮影、脱帽、正面、上半身像で縦4 cm×横3 cm）
3) 出身高等学校発行の進学用調査書（各訓練科によって異なります。）

選考方法と日程

筆記試験、適性検査、面接試験により選考します。

願書提出期間	入校選考日	合格発表日	開講日
9月25日（月）～10月20日（金）必着	10月27日（金）	11月2日（木）	令和6年4月10日（水）

訓練を受講するに当たって必要となる経費

入校選考料：2,200円
入校料：5,650円
授業料：月額 9,900円 } ※金額は改定になる場合があります。
（作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問合せください。また、入校ガイド・入校願書の様式を県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」展開中！

《概要》

愛媛県では、女性が自らの能力を発揮して正社員として活躍できるよう、「えひめの女性おしごと応援プロジェクト」を展開中！

本プロジェクトでは、「事業者向け支援」、「女性求職者向け支援」、「紹介予定派遣制度を活用した支援」の3つの支援を通じて、女性の良質で安定的な就労の実現や人手不足に悩む県内企業の人材確保をサポートします。

《プロジェクトの内容》

【事業者向け支援】

- ダイバーシティセミナー（ZOOM オンライン開催）
※秋ごろ開催予定
- 中小企業診断士等の専門家派遣

【女性求職者向け支援】

- キャリアブランク者の職場復帰支援セミナー
- 県内企業の魅力発見セミナー
- 職場見学・マッチング交流会 などを予定

【紹介予定派遣制度を活用した支援】

- 就職に必要なビジネススキル等の習得支援
- キャリアコンサルタントによる職業相談
- 人材マッチングの支援



《専門家派遣による受入環境整備支援のご案内》

丁寧なヒアリングで貴社に合った専門家を派遣します！

お申し込み

お申し込みは下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ヒアリング

課題等を事務局が御社へ伺いヒアリング。

マッチング

ヒアリングの結果をもとに専門家、支援内容を決定。

支援実施

専門家が策定した支援計画をもとに伴走型支援で課題を解決。

【お問い合わせ先】（TEL）089-947-0038 （メール）ehime-seikikoyou@crie.co.jp



専用サイト

<https://ehime-joseikoyoushie>



公式LINE

LINE 公式アカウントで本プロジェクトの最新情報を発信

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 登録企業を募集しています！

《概要》

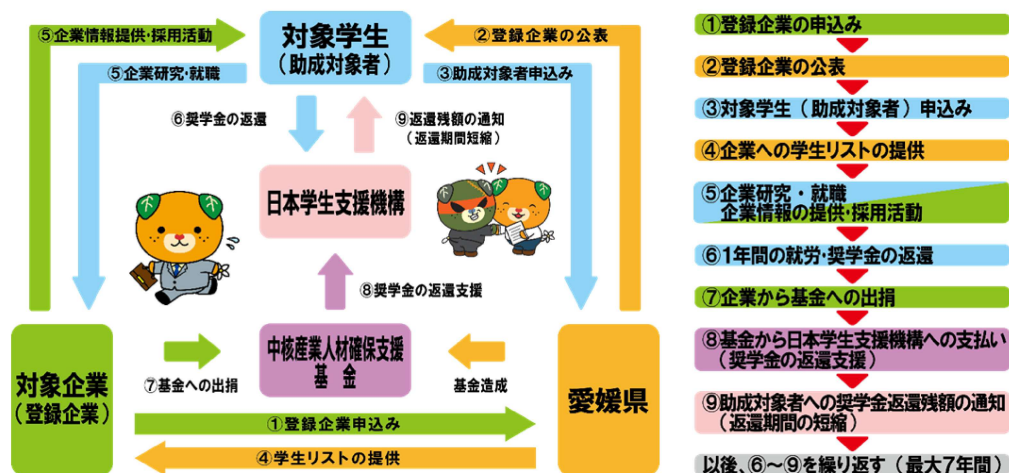
愛媛県では、県内産業を支える中核人材となる大学生等の県内定着やU・I・Jターン就職を促進するため、県内の登録企業に就職した場合に、県と登録企業が出捐した基金により、**奨学金の返還を助成する制度**（愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度）の**登録企業を募集**しています。

本制度の趣旨に賛同いただける県内企業のみなさまは、ぜひご登録をお願いします！

企業のメリット



中核産業人材確保支援制度の流れ



～詳細はコチラ（県 HP）～

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/kigyoubosyu.html>



《登録申請》

登録申請フォームから電子申請をお願いします。

（登録申請フォーム URL）

<https://logoform.jp/form/XG6n/kigyoutourokushinsei>



愛媛県と県内企業が共同で
奨学金の返還を支援！

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成

助成対象者を募集します

(愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度 IT人材確保枠)

● 本制度の対象となる方

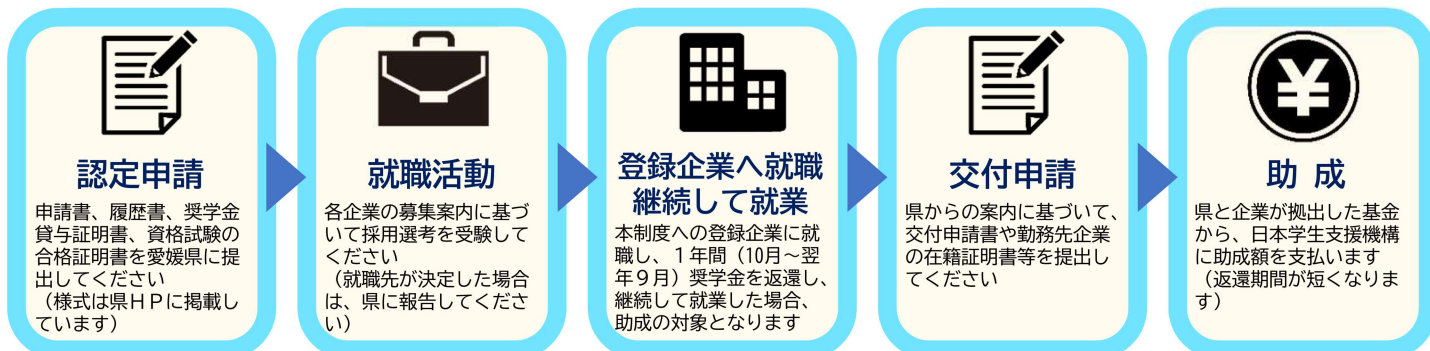
本制度の対象となる方は、以下の**全ての要件に該当**する方とします

- ① 日本学生支援機構の**第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- ② 情報処理推進機構が定める**ITスキル標準レベル2以上**の情報処理技術者試験に合格している方
- ③ 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する、卒業前年次若しくは卒業年次の方
又は 既卒者で**登録企業への就職を希望する方**（応募時点で登録企業に雇用されている方を除く）

● 制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌年9月分）の**奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額**とし、**最長7年間助成**します。（**最大141.1万円**）
- 助成額は、原則として日本学生支援機構に支払います（返還期間が短くなります）。

● 助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承が得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。
(ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります)

志望業種・企業が決まっていなくても、まずは申請を！

● 本制度に関するお問い合わせ ●

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課

TEL : 089-912-2506 E-mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

HP : https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html

愛媛 IT奨学金

検索



登録企業一覧

（令和５年８月２５日時点・五十音順）

会社名称	市町	産業分類	主な採用予定職種								リモートワーク制度
			プログラマー	システムエンジニア	ネットワークエンジニア	データベースエンジニア	サーバーエンジニア	コンサルタント IT	プロジェクトマネージャー	その他	
株式会社アイムービック	松山市	情報通信業		●							有り
株式会社伊予エンジニアリング	松山市	情報通信業	●	●					●		有り
株式会社 いよぎんコンピュータサービス	松山市	情報通信業	●								－
株式会社NPシステム開発	松山市	情報通信業	●	●	●	●	●				－
株式会社オフィス・クラフト	宇和島市	情報通信業	●	●	●	●	●	●	●		有り
株式会社コモテック	松山市	情報通信業	●	●		●	●	●	●		－
株式会社シスディブリンク	西条市	情報通信業	●	●		●		●	●		－
システムアーク株式会社 四国支店	松山市	情報通信業	●	●	●	●			●		－
株式会社 システムサポートサービス	松山市	情報通信業	●	●							有り
株式会社瀬戸内	今治市	専門・技術サービス業	●	●				●	●	●	有り
ソフトサイエンス株式会社	松山市	情報通信業	●	●					●		－
株式会社タイワ	新居浜市	情報通信業	●								有り
株式会社ひめぎんソフト	松山市	情報通信業	●	●	●	●					有り
福助工業株式会社	四国中央市	製造業	●	●							－

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県ホームページにてご確認ください。

労働委員会の窓（令和5年8月分）

《会議関係》

- 8月4日 第1328回公益委員会議
「第40回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の議題に対する回答案について」など2件
- 8月25日 第1221回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など2件

《個別的労使紛争関係》

- 労働相談

	相談者数	相談件数
8月	16	28
累計（4月～）	110	208

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町132番地
メールアドレス roundou@pref.ehime.jp
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirou/>

厚生労働省が設置した労災特別介護施設

ケアプラザ新居浜のご案内

ケアプラザは、労働災害により重度（原則、障害等級1級から3級まで）の障害を負った皆様のために厚生労働省が設置した労災特別介護施設です。

当ケアプラザは、全国の8施設の中で、最も新しい施設で、敷地面積約7,000坪、地上3階建て建物約3,500坪、定員90名です。

施設は、大小の島々が浮かぶ瀬戸内海のほぼ中央の海岸近くにあります。気候は非常に温暖で、比較的台風の被害も少なく、太平洋側と較べると雨も少ない所です。

所在する新居浜市は、愛媛県の中でも東部に位置し、施設は市内東部にあります。最寄りの医療機関としては、通院バスで15分～20分くらいの所に愛媛労災病院などがあります。市内中心部へも同程度の所要時間です。

愛媛県は「みかん王国」と言われますが、所在する新居浜市は、「住友」の発祥の地であります。元禄年間（1691年）に「別子銅山」が開坑し、工業都市として発展してきました。



愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）のご案内

1 ケアプラザ新居浜とは

ケアプラザ新居浜は、労災事故により重度な障害をこうむられた方々に、安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8か所に設置した介護施設で、四国では新居浜市に設置されているものです。

ケアプラザ新居浜は、平成13年以降20年にわたり、一般の高齢者介護施設などでは対応が難しいとされている、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の傷病・障害の特性に応じた適切で専門的な介護サービスを24時間体制で提供することについて、豊富な経験と実績を有しています。

2 入居ができる方は

ケアプラザに入居できるのは労災年金受給者で、障害等級又は傷病等級が1級から3級に該当し、居宅において介護が困難と認められる方です。

なお、60歳以上で障害等級4級程度に該当する方等で、居宅での介護が困難な場合は、特例的に入居が認められる場合があります。

3 定員や介護サービスは

ケアプラザ新居浜は、定員90人（個室70室、多床室4人×5室）で看護師と介護士が交替制により、入居者の障害・傷病の状態にあわせて、食事介助、排せつ介助や入浴介助など日常生活の介護サービスを提供しています。また、リハビリ専門職によるリハビリテーションも行っています。

居室（個室）は約30m²の広さで、ベッド、バス（一部シャワー）、トイレ、洗面所、簡易なユニットキッチン、ナースコール（通報装置）等を完備しています。

4 入居の費用は

入居に要する費用は、施設利用料（いわゆるホテルコスト）と介護費の合算額となりますが、介護費については、同額の介護（補償）給付が厚生労働省から後日支給されるため、入居者の方の実質的な負担はありません。

年収（代表例）	施設利用料（月額）（個室の例）			
	扶養親族なし	扶養親族1人 （42%減額）	扶養親族2人 （53%減額）	扶養親族3人以上 （58%減額）
1,200,000円	57,000	33,000	33,000	33,000
1,600,000円	72,000	42,000	42,000	33,000
2,000,000円	105,000	57,000	42,000	42,000
2,800,000円	140,000	72,000	57,000	57,000
3,000,000円	160,000	89,000	72,000	57,000
3,400,000円	180,000	105,000	72,000	72,000

5 入居者の募集

現在、入居者を募集しておりますので、労災年金を受給されている方から施設入所の相談がありました際には、選択肢の一つとしてご紹介いただければ幸いです。

名 称：愛媛労災特別介護施設（ケアプラザ新居浜）

所 在 地：愛媛県新居浜市阿島1丁目3番12号

問合せ先：TEL(0897)67-1122〔担当〕総務課



ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和5年10月6日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県（地域別）最低賃金額が改正されました。
愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

897 1時間 円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県（地域別）最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）・今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署 へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！

事業場内最低賃金を引き上げる
場合の助成制度があります。



業務改善助成金

検索

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>



女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し 労働局へ届出しましょう！

★女性活躍推進のための行動計画の策定ポイント

その1 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析を行いましょう

- ①採用した労働者に占める女性労働者の割合は？
- ②男女の平均勤続年数の差は？
- ③労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況は？
- ④管理職に占める女性労働者の割合は？

その2 行動計画を策定し、社内周知、公表を行いましょう

上記で把握した課題分析の結果を勘案し、行動計画を策定します。
併せて労働者への周知、外部への公表を行いましょう。

その3 愛媛労働局へ届出をしましょう

行動計画を策定・変更した場合には、「一般事業主行動計画策定・変更届」を
郵送又は持参により愛媛労働局へ届け出てください。

その4 取組の実施、効果の測定を行いましょう

策定した行動計画の進捗状況、目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じてその後の
取組や計画に反映させるサイクルを確立させましょう。

※常用労働者数101人以上の企業は、行動計画の策定・届出等が義務付けられています！



★女性の活躍推進企業データベースをご活用ください

自社の女性の活躍に関する情報公表や、行動計画の外部への公表の際、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「[女性の活躍推進企業データベース](#)」をぜひご活用ください。
また、学生をはじめとした求職者が利用しやすいように、スマートフォン版もありますので、ぜひご利用ください。

★えるぼし認定取得をめざしましょう

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。この認定マークを活用することにより、女性の活躍が進んでいる企業として、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなどといったメリットがあります。



愛媛県の実施する新しい「ひめぼす宣言事業所」認証を申請するためには、女性活躍のための行動計画の策定等が必要です！

女性活躍推進、えるぼし認定に関するお問い合わせ

愛媛労働局雇用環境・均等室 ☎ 089-935-5222

第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

全国労働衛生週間スローガン

**目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



- 団体経由産業保健活動推進助成金

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取組事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

- 動画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4>



- 解説書

<https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf>



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」

※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら（サイト内から加盟申請もできます）

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



- 職場における受動喫煙防止対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

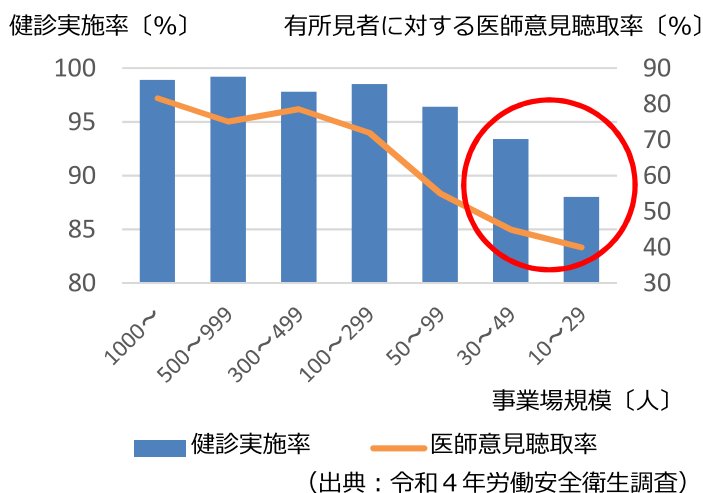
「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

<事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合>



○有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

○事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

○事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針→



<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご利用ください。

2.医療保険者との連携

- 医療保険者※¹から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。

○保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

○制度間の健診の重複を避け、これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

○厚生労働省では、コラボヘルス※²等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご利用ください。

※¹：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※²：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について
(抜粋)

令和5年8月16日付け基安発0816第2号

1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (6) 平成30年3月29日付け基安労発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえ、小規模事業場における地域産業保健センターの活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 1の(1)については、健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底していただきたいこと。また、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な事後措置を実施していただきたいこと。
さらに1の(3)については、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対しては、医師又は保健師による保健指導を行うよう努めていただきたいこと。事後措置や保健指導を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成8年10月1日健康診断結果措置指針公示第1号、平成29年4月14日最終改正）を十分に考慮いただきたいこと。
なお、これらについては、労働者数50人未満の小規模事業場も含む全ての事業場において取り組んでいただく必要があること。
- (2) 1の(4)については、事業者が、高確法第27条第3項の規定により安衛法等に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供することが義務となっている。また、特定健康診査に相当しない項目についても、労働者に同意を得ることにより保険者に対して提供可能であるが、これらを知らないこと等により、中小企業等において、医療保険者への健康診断の結果の情報提供が進んでいないといった指摘がある。一方、こうした情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和5年7月31日付け基安発0731第1号保発0731第4号「『定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に係る事業者と保険者の連携・協力事項について』の一部改正について」に基づいた対応を依頼しているところである。
また、1の(5)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられている。
以上を踏まえ、定期健康診断の結果の提供の義務について、別添1のリーフレットの活用等により、周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(6)については、地域産業保健センターにおいて労働者数50人未満の小規模事業場を対象として、健康診断結果についての医師からの意見聴取、保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じてその利用を勧奨していただきたいこと。また、事業主団体等が傘下の中小企業等に対して産業保健サービスを提供した費用を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」について、事業主団体及び事業者等に周知する際には、リーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (4) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添2のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。
- (5) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。

ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。

- (6) 外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の間診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）の周知を行っていただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施、集団分析及びその集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和5年3月31日最終改正）に基づく取組の推進
ア 地域資源の活用については、「地域・職場連携推進ガイドライン」（平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（毎年10月の第2月曜日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場におけるがん検診の推進
ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨
イ 特に、女性従業員に対し、乳がん検診・子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添3及び4のリーフレットを活用した周知
ウ 「職場におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
エ 別添5のリーフレットを活用した、がん対策推進企業アクションの周知
- (4) 女性の健康課題に関する理解の促進
ア 別添6のリーフレットを活用した、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修及び女性の健康課題に関する相談窓口の周知
イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の心とからだの応援サイト」の活用
ウ 別添7の転倒災害防止に向けたリーフレットを活用した骨粗鬆症検診の受診勧奨
- (5) 眼科検診等の実施の推進
ア アイフレイルチェックリストや6つのチェックツールを活用した眼のセルフチェックの推進
イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている視野狭窄を含む緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するため、40歳以上の従業員に対し、別添8のリーフレットを活用した眼科検診の周知
- (6) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日最終改訂）に基づく職場での検査機会の確保等
イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
ウ 令和4年4月20日付け基安労発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等

秋の休暇を楽しんで
心に残る思い出を。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト



年休取得促進
特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に

年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。
また、9 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も考えられます。

2023年10月

年休の計画的付与期間

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

スポーツの日 9 プラスワン休暇 10 +1

Aさんの計画年休: 6, 7, 13, 14, 20, 21, 27, 28

Bさんの計画年休: 20, 21, 27, 28

この期間に個人ごとに計画年休を取得

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

「キャリアアップ助成金」を活用して 非正規雇用の正社員化、処遇改善に取り組みませんか？

電子申請が可能になりました！ぜひご活用ください！

キャリアアップ助成金とは？

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者※の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、賃上げなどの処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成**するものです。

※パート、契約社員など「正社員以外の従業員」のこと。



【参考】キャリアアップ助成金を受給できる取り組み一覧

内容	主な支給要件※1	助成額※2
① 正社員化	正社員へ転換、または派遣労働者を直接雇用。 転換、直接雇用後の固定的な賃金が3%以上増額。	28万5千円～ 57万円
② 障がいを持つ従業員の正社員化等	正社員へ転換、または「正社員以外の身分の無期雇用労働者」へ転換。	45万円～120万円
③ 賃上げ（基本給）	賃金規定を増額改定し、3%以上賃上げする。	5万円～6万5千円
④ 賃金規定を共通にする	正規／非正規に適用している賃金規定を共通化。	60万円
⑤ 賞与・退職金の導入	継続的な賞与・退職金制度を導入。	40万円
⑥ 社会保険の適用	労働時間の延長によって社会保険に適用させる。	5万8千円～ 23万7千円

※1 支給要件等の詳細は、右記読み取り後、リンク先のページにあるパンフレット「キャリアアップ助成金のご案内」にて、ご確認ください。

※2 ④、⑤を除き、**対象者1人あたり**の助成額（大企業は上表の約4分の3の額）。特定の要件を満たした場合に、助成額の加算を受けられるコースもあります。



詳細はこちら

支給申請をするためには？

- STEP 1** キャリアアップ計画の作成、届出（**電子申請も可能**）
- STEP 2** 支給要件を満たす取り組みの実施（必要に応じて、就業規則等の規定整備）
- STEP 3** 取り組み実施後、6か月分の賃金支払い後に申請（**電子申請も可能**）

支給申請（電子申請）の詳細は、裏面をご参照ください。

支給申請のための3つのSTEP

STEP 1 キャリアアップ計画の作成・提出

支給要件を満たす取り組み（STEP 2）を実施する日の前日までに「キャリアアップ計画※1」を作成し、**電子申請**または最寄りの**労働局へ届出**する必要があります。※1 大まかな取り組み内容を様式に記載した計画

電子申請の メリット

「一度入力した情報の一部を繰り返し反映させることができる」、「窓口が閉まっている時間の申請や申請状況の確認ができる」等の利点があります。

電子申請の場合の手続き

- ① 雇用関係助成金ポータル（<https://www.esop.mhlw.go.jp/>）にアクセス、ログイン。
 - ・ 1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできるサービス「gBizID（GビズID）」を取得していない場合、トップページ下部の「電子申請の流れ」より申請、取得してください。
 - ・ 初回利用時は、トップページ「助成金を探す」からページ下部（●件中1件～5件を表示）の最終ページに遷移し、当該画面に表示される「支払方法・受取人住所届」を押下し、入力・申請してください。
 - ② トップページ「助成金を探す」>「助成金名・コース名・関連キーワードで探す」で、「キャリアアップ助成金」と入力し、検索。
 - ③ 表示されたキャリアアップ助成金の各コースのうち、取り組みを検討しているコースを押下。
 - ④ 計画書の新規作成を押下。フォームに沿って計画内容を入力し申請。
複数コースの取り組みを検討している場合は、それぞれのコースごとに作成、申請する必要があります。
- ▶ 申請状況はマイページ上で確認できます。問題が無い場合、受理（認定）済みと表示されます。
問題がある場合、差し戻しがあります。取り組み日までの期間に余裕を持って申請してください。

STEP 2 支給要件を満たす取り組みの実施

正社員化や賃上げ等、本助成金を受給するために必要な取り組みを実施する必要があります。

（注）支給要件を達成するために必要な規定（転換規定や諸手当の支給基準の規定化）等については、取り組み実施前に整備した上で、取り組みを開始してください。

STEP 3 支給申請

STEP2の取り組み後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内**で支給申請ができます。

電子申請の場合の手続き

- ① 雇用関係助成金ポータル（<https://www.esop.mhlw.go.jp/>）にアクセス、ログイン。
 - ② マイページの「申請一覧」を開き、受理（認定）済であって、今回申請するコースのキャリアアップ計画の行の右側にある「支給状況詳細へ」を押下。
 - ③ 支給申請書の新規作成を押下。フォームに沿って申請内容を入力、添付書類をアップロードし申請。
- ▶ 申請状況はマイページ上で確認できます。問題が無い場合は、支給決定となります。
必要に応じて、取り組み内容の確認等をシステム上あるいは電話などで行いますので、ご対応ください。

【参考】STEP 1～3までの流れ



キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>

事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出
は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5 (9/10)
950円以上	3/4 (4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金

検索



愛媛県社会保険労務士会無料相談会のお知らせ

毎年10月は「社会保険労務士制度推進月間」です。
愛媛県社会保険労務士会では、
広く県民に社労士制度を知っていただくとともに、
社会貢献活動の一つとして
労働問題・年金などの「無料相談会」を開催します。
お気軽にご相談ください。



【開催日時及び開催場所】

○ 令和5年10月29日（日） 11:00～17:00

- フジグラン新居浜〔1階 北側催事場〕
- フジグラン今治〔1階 シースルーエレベーター前〕
- イオンスタイル松山〔1階 南(環状線側)入口〕
- フジグラン松山〔遊々館2階 北側駐車場連絡通路前〕
- オズメッセ21〔1階 店内こども広場〕



【相談内容】

- ・ 公的年金
- ・ 健康保険（傷病手当金、出産手当金、高額医療費等）
- ・ 労働保険（雇用保険、労災保険、各種給付）
- ・ 労働条件（賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇）
- ・ 解雇・退職・セクハラ・パワハラ等
- ・ 労使関係（個別労働紛争）
- ・ 各種助成金



（お問い合わせ先）

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

愛媛県社会保険労務士会

TEL 089-907-4864

FAX 089-923-1133